

資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）個別仕様書

1 目的

この仕様書は、資源物等収集運搬・中間処理業務委託（富合・城南地区）の中間処理の実施に
関し、必要な事項を定める。

2 業務内容

熊本市が定める地区のごみステーション等に排出された次の品目について、中間処理等を実施
するとともに、保管、搬入を行うこと。

地区	受入	中間処理等	保管	搬入
富合地区 城南地区	紙 資源物 ペットボトル	紙 資源物 ペットボトル	紙 資源物 ペットボトル	6のとおり

- ・中間処理等とは、選別・圧縮・梱包等の一連の中間処理を行う業務を指す。
- ・保管とは、中間処理後の各品目物件（以下「再生資源」という。）を売却または引き渡しまでの期間の保管並びに連絡や積み込み作業等の一連の業務を指す。
- ・搬入とは、再生資源を市が指定する施設まで運搬し、引き渡すことを指す。

3 履行期間

令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）9月30日まで

4 受入日

- (1) 定期収集日及び原則として祝日を除く水曜日。ただし、2回以上祝日が連續する場合等はこの限りでない。
- (2) 上記以外のうち、市が別途指示する日。（例：春・秋の一斉清掃等）

5 中間処理の留意点

- (1) 「古紙類」は、選別後、それぞれ圧縮及びバンド掛けすること。
- (2) 「びん類」は、可能な限り細かい物も選別し、むやみに残さとしないこと。
- (3) 「金属類」のうち、2級鉄、スチール缶、アルミ缶、非鉄（なべ類）に選別したものは、それぞれ圧縮機によってプレスすること。
- (4) 「ペットボトル」は、圧縮・梱包すること。

6 再生資源の指定施設への搬入

中間処理された再生資源のうち、次の表で示すものは、指定する施設へ搬入すること。ただし、市が別途指示する場合にはこれに従うこと。

再生資源の種類	搬入場所	搬入場所の所在地
その他の色のびん	市が指定する施設	熊本市内